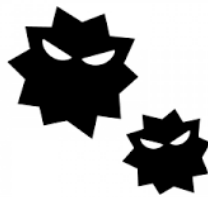


# 緊急時対応マニュアル

## 感染症編



# 01.感染について

感染とは、微生物が体内に入り込み、増殖することを言う。

感染経路には主に【空気感染】【経口感染】【接触感染】【飛沫感染】の4つがある。

- (1) **空気感染**  
ウイルスや細菌が空気中に飛び出し、1m以上超えて人に感染させること。  
→麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）、結核等
- (2) **経口感染**  
感染の中では最も多い。ウイルスなどが食物などを介して口から入り込み感染する。  
→感染性胃腸炎（ロタウイルス）、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等
- (3) **接触感染**  
皮膚同士の触れ合いなどでウイルスが皮膚に付着し、感染する場合を言う。かいせん、水虫、ブドウ球菌などはこの接触感染による代表的なものである。  
→咽頭結膜熱（プール熱）、インフルエンザ等
- (4) **飛沫感染**  
咳やくしゃみで放出された体液の飛沫がウイルスを含んでおり、これが他人の粘膜に付着することで感染することを言う。  
→百日せき、風しん、インフルエンザ、おたふくかぜ（流行性目下腺炎）等

# 02.日常的な予防

- (1) **手洗い**  
正しい手洗いを励行する。タオルではなく、ペーパータオルを常設する。過所事業所に到着後、手指消毒を行う様に指導を行う。  
誤って血液や体液、創のある皮膚や粘膜に触れた後は丁寧に衛生的手洗いをする。  
手洗いのタイミング (1) 入室時 (2) くしゃみ、咳、鼻をかんだ時 (3) 調理や食事の前後 (4) 外の物に触れたとき
- (2) **マスク、エプロンの着用**  
風邪症状がある場合にはマスクを着用することが望ましい。また感染拡大に注意が必要な時期にはできるがぎりマスクを着用する。血液や体液などで衣服が汚染される可能性がある場合は、使い捨てのエプロンを着用する。鼻、口から汚染する危険がある場合にはマスクを必ず着用する。
- (3) **手指消毒・うがい**  
消毒剤で手指消毒を行う
- (4) **検温**  
感染拡大に注意が必要な時期には来所持に必ず検温を実施する
- (5) **咳エチケット**  
咳やくしゃみをする際に、人にかからないよう顔をそらし、マスクやティッシュ・ハンカチを使って口や鼻をおさえる。使ったティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、こまめな手洗いを行う。
- (6) **設備消毒**  
手すりや共有の備品について、アルコールなどを用いて消毒を行う
- (7) **換気**  
こまめな換気を行う
- (8) **湿度**  
湿度を保つため、加湿器を適宜使用する。
- (9) **職員の衛生管理**  
会社で実施する健康診断は必ず受診する。日常から健康管理を心がけるとともに、日々の検温の実施をする。咳や発熱などの症状がある場合は休ませるようにする。インフルエンザ等のワクチンの接種を推奨する。

## 03.新型コロナウイルス・インフルエンザ対策

- 予防**
- ・入室時の検温を行い健康状態の把握に努める、また手洗いうがい等の基本的な予防策を実施する
  - ・マスク着用、咳エチケットを推奨する
  - ・職員においては、ワクチン接種を推奨する

- 対応**
- ・早めに受診を促す
  - ・感染が認められた場合は事業所利用を断り、職員・関係者に共有を行う

## 04.ノロウイルス対策

- 予防**
- ・施設内で手に触れる場所（手すり、ドアノブ、テーブル等）の消毒を定期的実施する
  - ・利用者の健康状態の把握に努める
  - ・調理器具の消毒を必ず行う

- 対応**
- ・発熱、下痢、嘔吐などの症状がある場合は、事業所への入室を断る
  - ・以下、正しい手順で嘔吐物の処理を行う

### 嘔吐物処理の手順

- 01 >>>職員はマスク、ガウン、手袋を着用する
- 02 >>>嘔吐物を濡れたペーパータオル等で覆う
- 03 >>>ペーパータオル等で、外側から内側に向けて面を覆うように静かに拭き取る
- 04 >>>最後に、次亜塩素酸ナトリウム液で確実に拭き取る
- 05 >>>(02)(03)(04)をビニール袋に入れて、感染性廃棄物として処理する
- 06 >>>職員はマスク、ガウン、手袋を外し、液体石けんと流水による手洗いを行う
- 07 >>>次亜塩素酸ナトリウム液を使用した後は窓をあけて、換気をする

## 05.感染症発生時の対応

- (1) 感染症の発生の連絡が家族等から来た場合、以下の確認と対応を行う
  - 発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認
  - 接触した可能性がある利用者、職員の特定
  - 感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼
  - 職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底など再度確認
- (2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、自施設での感染拡大を防ぐための対応を行う
- (3) 集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所、所管へ連絡し助言を受ける
- (4) 感染者がいた場合は、学校保健安全法施行規則に従い事業所利用を再開するよう依頼する